

# 小山町文化財保存活用地域計画 (案)

令和5年6月30日時点  
静岡県 駿東郡 小山町



<p>①</p> <p>国登録有形文化財 豊門会館</p>	<p>②</p> <p>国登録有形文化財 森村橋</p>
<p>③</p> <p>国登録有形文化財 西洋館 噴水泉</p>	<p>④</p> <p>足柄城跡からの富士山</p>

表紙写真の配置

(写真提供 静岡県立小山高等学校写真部)

目 次

<b>序章</b>	<b>計画作成の目的と位置付け</b> . . . . .	<b>序-1</b>
第1節	計画作成の背景と目的	序- 1
第2節	計画作成の経緯と検討体制	序- 4
第3節	地域計画の位置付け	序-10
第4節	計画期間と進捗管理	序-24
第5節	計画の対象とする「歴史文化資源」の定義	序-25
<b>第1章</b>	<b>小山町の概要</b> . . . . .	<b>1-1</b>
第1節	自然的・地理的環境	1- 1
第2節	社会的環境	1- 9
第3節	歴史的背景	1-17
<b>第2章</b>	<b>小山町の歴史文化資源の概要と特徴</b> . . . . .	<b>2-1</b>
第1節	指定等文化財の概要と特徴	2- 1
第2節	世界遺産と日本農業遺産	2- 7
第3節	未指定の歴史文化資源の概要と特徴	2-10
<b>第3章</b>	<b>小山町の歴史文化の特徴</b> . . . . .	<b>3-1</b>
第1節	活火山富士山とともに生きるまち	3- 2
第2節	企業進出による小山の産業革命	3- 7
第3節	歴史と伝説が息づく足柄峠	3-10
<b>第4章</b>	<b>歴史文化資源の調査</b> . . . . .	<b>4-1</b>
第1節	これまでの調査の概要	4- 1
第2節	調査の現状と課題	4- 6
第3節	調査の方針と措置	4- 9
第4節	調査の体制	4-12

<b>第5章</b>	<b>歴史文化資源の保存・活用</b>	<b>5-1</b>
第1節	計画の基本理念と目指す方向性	5- 1
第2節	保存・活用の基本方針	5- 3
第3節	保存・活用の課題	5- 4
第4節	保存・活用の実施方針	5- 6
第5節	保存・活用の措置	5- 9
<b>第6章</b>	<b>歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用</b>	<b>6-1</b>
第1節	関連文化財群と保存活用区域の設定	6- 1
第2節	関連文化財群	6- 3
第3節	文化財保存活用区域	6-20
<b>第7章</b>	<b>歴史文化資源の保存・活用の推進体制</b>	<b>7-1</b>
第1節	実施主体	7- 1
第2節	文化財関係の会議等	7- 3
第3節	体制整備の方針・方策	7- 4
第4節	広域連携の取組	7- 7
第5節	推進体制	7- 8
<b>第8章</b>	<b>歴史文化資源の防災・防火・防犯</b>	<b>8-1</b>
第1節	防災・防火・防犯に関する現状と課題	8- 1
第2節	防災・防火・防犯に関する方針	8- 3
第3節	防災・防火・防犯に関する措置	8- 4
第4節	防災・防火・防犯の推進体制	8- 5
<b>(巻末)</b>	<b>資料編</b>	<b>資-1</b>
	指定等文化財以外の歴史文化資源のリスト	資- 1
	文化財の把握調査に関する刊行物	資-39

# 序章 計画作成の目的と位置付け

## 第1節 計画作成の背景と目的

小山町<sup>おやまちょう</sup>（以下、「本町」という。）には、世界文化遺産「富士山<sup>ふじさん</sup>」にまつわる歴史や信仰、近代産業の発展、金太郎伝説<sup>きんたろう</sup>など、地域に欠かせない重要な歴史文化資源<sup>\*</sup>が存在します。歴史文化資源とは、文化財保護法に規定される文化財だけでなく、それらが置かれる自然環境や周辺の環境、人々の活動、歴史文化



図1 世界文化遺産「富士山<sup>ふじさん</sup>」

資源を維持・継承するためのしくみ、関連する歴史資料や伝承など、様々な要素が複合的・一体的となったものです。これらは、私たちの大切なものとして、地域のアイデンティティや地域住民の誇り、教育・研究活動や観光を始めとする経済活動など、幅広い取組により、将来に受け継いでいくべきものです。

しかし近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における連帯感の希薄化、文化財の担い手不足などにより、地域の重要な歴史文化資源が失われつつあります。特に本町では、人口減少が大きな課題となっています。昭和35年（1960）の約28,900人をピークに人口が減少し、令和4年（2022）8月現在、約17,600人となり、また、平成26年（2014）に日本創成会議が発表した人口の将来推計では、2040年における本町の人口は約13,400人とされ、かつ20歳～39歳までの女性の55%が減少する「消滅可能性都市」と位置付けられています。

これまで本町の歴史文化資源は行政や所有者の個々の取組で守られてきました。今後も、適切に保存・活用し、将来にわたり継承していくためには、行政や文化財所有者による取組だけでなく、地域住民をはじめ、文化財の保存・活用に関わることが出来る多様な団体の連携・協力が必要です。さらに、個々の文化財の保存・活用にとどまらず、地域固有の歴史文化資源として一体的に保存・活用する取組も求められています。

そして本町の歴史文化資源の保存・活用に関しては、第5次小山町総合計画等をはじめ、各分野の計画においても、それらを守り、まちづくりや産業の発展に活用することで地域の活性化を図ることが目指されてきました。しかし、今後は歴史文化資源の保存・活用を総合的かつ計画的に実施していくための方針や、具体的な取組内容についても明確にしていく必要があります。

こうした中、平成31年（2019）4月1日に文化財保護法が改正施行され、地域

における文化財の総合的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力強化を目的として、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになりました。文化財保存活用地域計画は、地域の歴史文化資源の総合的な保存・活用の基本方針となるマスタープランであり、かつ具体的な措置を定めるアクションプランとなります。

この度、本町の歴史文化資源を、町全体で末永く後世へ継承していくとともに、適切な活用を推進していくことを目的に、「おやまちょう小山町文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という）を作成することとしました。

現在、本町には世界文化遺産「ふじさん富士山」の構成資産となっている特別名勝<sup>ふじさん</sup>富士山や<sup>ふじせんげんじんじや</sup>富士浅間神社を含めた史跡<sup>ふじさん</sup>富士山などの国指定文化財2件、<sup>ほうきやうじ</sup>宝鏡寺の<sup>じそうぼさつざそう</sup>地蔵菩薩坐像などの県指定文化財4件、<sup>かんろじ</sup>甘露寺の<sup>ほうきやういんとう</sup>宝篋印塔などの町指定文化財18件、<sup>ほうもんかいかん</sup>豊門会館などの国登録有形文化財8件のほか、石造物や寺社など千件以上の未指定文化財が存在します。さらに、個人所有の古文書などをカ



図2 国指定史跡「<sup>ふじさん</sup>富士山」（<sup>ふじせんげんじんじや</sup>富士浅間神社）

ウントすれば数万点を超える未指定文化財があります。これらの歴史文化資源は、これまで文化財保護法による保護措置とともに、看板設置やガイドブックの作成、ホームページなどでの周知、さらに、小中学生の地域学習や成人者を対象とした歴史講座を定期的に開催してきました。しかしながら、来訪者数の増加や理解促進が十分ではないことが実情です。また、未指定文化財の洗い出しや調査、研究、周知と様々な課題が露見しています。



図3 町指定文化財「<sup>かんろじ</sup>甘露寺の<sup>ほうきやういんとう</sup>宝篋印塔」（<sup>かんろじ</sup>甘露寺）

以上のことを踏まえた上で、本計画を作成することで、町内の歴史文化資源に関する実情把握と課題解決を行うことが可能となります。さらには、新たに<sup>おやまちょう</sup>小山町を知り、訪れ、楽しんでいただくことで多くの「<sup>おやまちょう</sup>小山町ファン」を増やしていくとともに、町民の皆様にも本町の歴史や文化財の再発見だけでなく、誇りと愛着を持って後世へつないでいけることを願っています。

本計画を通じて、歴史文化資源の保存と活用の方向性を明確にし、具体的な施策を定め、多様な主体の参加により積極的にこれらの取組を推進していきます。

※歴史文化資源とは、文化財保護法で規定される「文化財」だけではなく、歴史文化に関わる伝承や地名、特産品、人々の活動などを幅広く捉えた用語です。  
用語の定義については、序章 第5節に詳細を整理しています。

◎地名の読み方について

町内にある地名には、様々な読み方があります。「須川」を「すかわ」や「すがわ」と読んだり、「鮎沢川」を「あゆさわがわ」や「あゆざわがわ」と読むこともあります。国、県、町によっても違いがあり、これは看板や標識、説明看板のローマ字表記に違いが見られます。

本計画では、地名について町民が多く使用する読み方を採用してルビ（ふりがな）を振っています。

## 第2節 計画作成の経緯と検討体制

### 1 計画作成の経緯

本計画の作成にあたり、令和3年度(2021)から<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保護審議会、<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用地域計画策定会議、<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用地域計画策定庁内会議を次のとおり開催し、委員からの意見聴取、計画の具体的内容についての検討と審議を行いました。

加えて、令和3年度(2021)には、町内の主要な文化財の保護団体(3団体)へのヒアリングも実施しました。

#### (1) <sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保護審議会

町教育委員会が示した文化財の現状、課題、措置等を検討し、本計画の作成に向けての骨子や内容の審議を行いました。

日時	回数	場 所	主な議題
令和3年 10月15日	第1回	<sup>おやまちょう</sup> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用地域計画について</li> <li>・<sup>もりむらばし</sup>森村橋の管理に関する条例について</li> <li>・その他</li> </ul>
令和4年 3月22日	第2回	<sup>おやまちょう</sup> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の内容説明</li> <li>・計画作成に向けての進捗状況</li> <li>・<sup>おやまちょう</sup>小山町文化芸術振興基本計画について</li> </ul>
令和4年 8月30日	第3回	国登録有形文化財 <sup>ほうもんかいかん</sup> 「豊門会館」 <sup>ようかん</sup> 洋館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画について</li> <li>・<sup>すばしりちく</sup>須走地区埋蔵文化財試掘調査について</li> <li>・その他</li> </ul>
令和5年 3月14日	第4回	<sup>おやまちょう</sup> 小山町総合文化会館 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画の修正について</li> </ul>
令和5年 6月23日	第5回	<sup>おやまちょう</sup> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画の修正箇所の確認について</li> </ul>



図4 第1回文化財保護審議会



図5 第3回文化財保護審議会

## (2) おやまちょう 小山町文化財保存活用地域計画策定会議

本計画の作成に向け、県文化財課、県世界遺産センター、町文化財審議会の学識者及び、町区長会、町観光協会、町商工会、町文化連盟の文化財に精通している人材により会議を組織し、内容の精査、方向性の検討について協議を行いました。

日時	回数	場 所	主な議題
令和4年 3月8日	第1回	<small>おやまちょう</small> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の意義、方針</li> <li>・ 地域計画アドバイザーによる講話</li> </ul>
令和4年 11月29日	第2回	<small>おやまちょう</small> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保存活用地域計画の内容について</li> </ul>
令和5年 2月24日	第3回	<small>おやまちょう</small> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保存活用地域計画の修正について</li> </ul>
令和5年 6月6日	第4回	<small>おやまちょう</small> 小山町総合文化会館 2階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保存活用地域計画の修正箇所の確認について</li> </ul>



図6 第1回策定会議



図7 第3回策定会議

## (3) おやまちょう 小山町文化財保存活用地域計画策定庁内会議

本計画の作成にあたり、文化財に関係する庁内各課と連携及び情報共有を図るために組織しました。文化財の新たな掘り起こしやその活用、防災など、これまでに無かった視点や事象を盛り込むために協議、検討、提案を行いました。

日時	回数	場 所	主な議題
令和4年 2月	第1回	部局ごと個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の意義、方針、内容について</li> </ul>
令和5年 〇月	第2回	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画内容の確認</li> </ul>

#### (4) 団体ヒアリング

本計画の作成にあたり、既に地域で歴史文化資源の保存・活用に関わっている団体の活動内容や現状・課題を把握するため、団体へのヒアリングを実施しました。  
(対象とした団体は「序-9」参照)

日時	回数	場所	主な内容
令和4年 1月10日	第1回	おやまちょう 小山町総合文化会館 2階談話室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動内容について</li> <li>・団体の現状と課題</li> <li>・今後の展望 など</li> </ul>



図8 団体ヒアリング

#### (5) パブリックコメント

- ・実施期間：令和5年6月30日（金） ～ 令和5年7月31日（月）
- ・意見数：〇名（〇件）
- ・内容：〇〇

#### (6) <sup>おやまちょう</sup>小山町議会への報告

##### ○令和5年町議会

- ・日時：令和5年6月〇日（〇）
- ・内容：<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用計画の概要説明

パブリックコメントの実施について（町企画政策課から情報提供）

##### ○令和5年町議会議員懇談会

- ・日時：令和5年8月〇日（〇）
- ・内容：パブリックコメントの実施結果について

##### ○令和6年町議会議員懇談会

- ・日時：令和6年2月〇日（〇）
- ・内容：<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用計画の認定結果について

## 2 各種会議構成員

本計画の作成にあたり実施した、おやまちょう小山町文化財保護審議会、おやまちょう小山町文化財保存活用  
地域計画策定会議、おやまちょう小山町文化財保存活用地域計画策定庁内会議の構成委員および  
団体ヒアリングの対象者は次のとおりです。

### (1) おやまちょう小山町文化財保護審議会

(令和3年度)

役 職	氏 名	地 区	専 門
委員長	樽林 一美	成美	地域史
副委員長	大箕 正之	明倫	絵画・ <small>ふじぼう</small> 富士紡
委員	湯山 富士子	明倫	寺子屋
委員	鈴木 利昌	足柄	地域史
委員	蘆月 玄成	足柄	<small>ほうきやうじ</small> 宝鏡寺
委員	高梨 俊夫	北郷	地域史
委員	池谷 岩夫	北郷	地域史
委員	米山 芳子	須走	<small>おし</small> 御師住宅
委員	石橋 良弘	須走	<small>ふじせんげんじんじや</small> 富士浅間神社

(令和4～5年度)

役 職	氏 名	地 区	専 門
委員長	樽林 一美	成美	地域史
副委員長	大箕 正之	明倫	絵画・ <small>ふじぼう</small> 富士紡
委員	池谷 修	成美	史跡ガイド
委員	鈴木 利昌	足柄	地域史
委員	蘆月 玄成	足柄	<small>ほうきやうじ</small> 宝鏡寺
委員	高梨 俊夫	北郷	地域史
委員	池谷 岩夫	北郷	地域史
委員	米山 芳子	須走	<small>おし</small> 御師住宅
委員	石橋 良弘	須走	<small>ふじせんげんじんじや</small> 富士浅間神社

※地区については、1-1ページ参照

### (2) おやまちょう小山町文化財保存活用地域計画策定会議

(令和3年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	教育長	高橋 正彦	座長
県文化財課	課長	三保 広真	
県 <small>ふじさん</small> 富士山世界遺産センター	教授	大高 康正	外部有識者
町文化財保護審議会	委員長	樽林 一美	外部有識者
町区長会	会長	高杉 理美	<small>みなみふじまがりく</small> 南藤曲区
町観光協会	会長	鷹嶋 邦彦	

所 属	役 職	氏 名	備 考
町商工会	会長	小野 寛幸	
町文化連盟	会長	渡辺 光子	

(令和4年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	教育長	高橋 正彦	座長
県文化財課	課長	小坂 美雪	
県富士山世界遺産センター	教授	大高 康正	外部有識者
町文化財保護審議会	委員長	樽林 一美	外部有識者
町文化連盟	会長	常盤 久美子	
町区長会	会長	鈴木 重利	宿区
町観光協会	副会長	鈴木 萬利子	
町商工会	副会長	秋田 敬	

(令和5年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	教育長	高橋 正彦	座長
県文化財課	課長	小坂 美雪	
県富士山世界遺産センター	教授	大高 康正	外部有識者
町文化財保護審議会	委員長	樽林 一美	外部有識者
町文化連盟	会長	常盤 久美子	
町区長会	会長	池谷 弘	一色区
町観光協会	会長	鈴木 萬利子	令和5年5月22日まで副会長
町商工会	副会長	秋田 敬	

(3) 小山町文化財保存活用地域計画策定庁内会議

(令和3年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	次長	長田 忠典	座長
企画政策課	課長	勝又 徳之	
危機管理局	局長	遠藤 正樹	
商工観光課	課長	渡辺 辰雄	
都市整備課	課長	込山 次保	
農林課	課長	前田 修	
生涯学習課	課長	平野 正紀	事務局

(令和4年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	次長	平野 正紀	座長

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画政策課	課長	勝又 徳之	
危機管理局	局長	遠藤 正樹	
商工振興課	課長	渡辺 辰雄	
観光スポーツ交流課	課長	湯山 浩二	
都市整備課	課長	込山 次保	
農林課	課長	湯山 光司	
生涯学習課	課長	勝俣 暢哉	事務局

(令和5年度)

所 属	役 職	氏 名	備 考
教育委員会	次長	大庭 和広	座長
企画政策課	課長	勝又 徳之	
危機管理局	局長	遠藤 正樹	
商工振興課	課長	長田 孝代	
観光交流課	課長	湯山 浩二	令和5年6月30日まで 観光スポーツ交流課
都市整備課	課長	遠山 洋行	
農林課	課長	湯山 光司	
生涯学習課	課長	勝俣 暢哉	事務局

**(4) 団体ヒアリング**

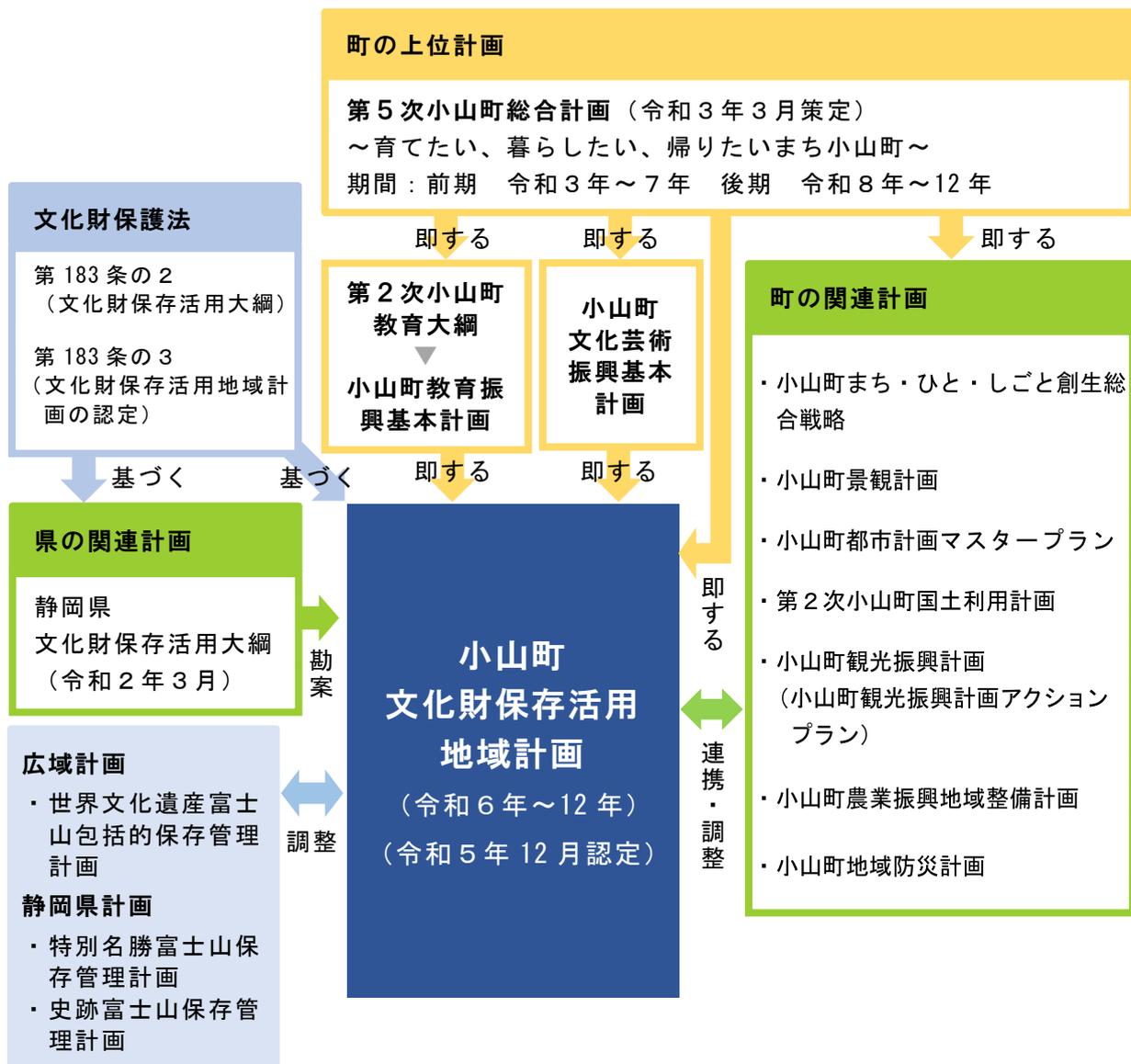
所 属	役 職	氏 名	備 考
竹之下太鼓保存会	会長	稲 稔	町指定
用沢神楽保存会	会長	梶 光義	
富士浅間神社	宮司	石橋 良弘	国、県、町指定
宝鏡寺	住職	蘆月 玄成	県指定

## 第3節 地域計画の位置付け

### 1 上位関連計画

本計画は文化財保護法（第183条の3）に基づく法定計画であり、本町における歴史文化資源の総合的な保存・活用に関する基本方針と具体的な措置を定めたマスタープランかつアクションプランとなるものです。

また、歴史文化資源の保存・活用を推進するにあたって、本計画は第5次<sup>おやまちょう</sup>小山町総合計画（以下、総合計画という。）をはじめ、上位計画に即したものとします。さらに、本計画はまちづくりや観光、防災など多岐にわたる分野について扱うものであることから、次の図に示す通り、関連計画との連携・調整のもと、本計画に掲げる取組を推進していきます。



## 2 上位計画の概要

本計画の上位計画の概要は次のとおりです。

### (1) 第5次<sup>おやまちょう</sup>小山町総合計画 (令和3年(2021)～令和12年(2030))(令和2年度(2020)策定)

<p>計画の位置づけ</p>	<p>町政を進めるための指針となる最上位計画です。</p>
<p>計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(計画期間10年間)、基本計画(前期・後期基本計画各5年間)、実施計画(計画期間3年間として毎年度更新)で構成しています。</li> <li>目指す将来像として「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち <sup>おやまちょう</sup>小山町」を掲げています。</li> <li>8つの基本的な考え方のもと、7つの基本目標を掲げて個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ります。</li> </ul>
<p>歴史文化資源に係る取組</p>	<p>○土地利用構想：観光レクリエーションゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウィズコロナの状況を踏まえながら、観光交流の活性化を図るとともに、<sup>ふじさん</sup>富士山を中心にした本町の地理的優位性を活かし、<sup>ふじせんげんじんじや</sup>富士浅間神社、<sup>あしがらじょう</sup>足柄城跡等の歴史・文化財や美術館、温泉・ホテル等の回遊性を整えた観光ゾーンとして整備を進めます。</li> </ul> <p>○施策の方向性(主な取組)：文化芸術活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無形民俗文化財などの文化財を継承、発展させるため、その活用と周知を図ります。</li> <li><sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存活用地域計画を策定し、新たな文化財の掘り起こしを行うとともに、文化財の保護と継承、活用を推進します。</li> </ul> <p>【町民・事業者の主な協働イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民と行政が連携し、「<sup>おやまちょうし</sup>小山町史」等の歴史資料の有効活用、及び<sup>ほうもんかいかん</sup>豊門会館や<sup>もりむらぼし</sup>森村橋などの文化財の保全と活用を進めます。</li> <li>地域の子どもたちへ、地域の伝統を伝えます。</li> </ul>
<p>土地利用構想図</p> <p>交通軸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇄ 広域交通(高速道路)</li> <li>⇄ 広域交通(国道)</li> <li>⇄ 地域内交通</li> <li>富士箱根トレイル</li> </ul> <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災・地域活性化拠点</li> <li>観光文化交流拠点</li> <li>コミュニティ交流拠点</li> <li>広域交通拠点</li> </ul> <p>ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全ゾーン</li> <li>農業緑地形成ゾーン</li> <li>生活環境向上ゾーン</li> <li>産業集積ゾーン</li> <li>観光レクリエーションゾーン</li> </ul>	

(2) 第2次<sup>おやまちょう</sup>小山町教育大綱

(令和3年(2021)～令和7年(2025))(令和2年度(2020)策定)

計画の位置づけ	町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。
計画の概要	『「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい元気で、明るく、心豊かな人づくり』の基本理念のもと、「郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進」、「文化芸術活動の振興」等8つの基本方針を示しています。
歴史文化資源に係る取組	○郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進 子供たちが郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、 <sup>おやまちょう</sup> 小山町の自然環境、歴史、文化等を学ぶ機会を提供します。 ○文化芸術活動の振興 町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図るとともに、各地域で行う文化芸術活動を支援するほか、町内の貴重な文化財の保全・活用に努めます。

(3) <sup>おやまちょう</sup>小山町教育振興基本計画

(平成28年(2016)～令和7年(2025))(平成27年度(2015)策定)

計画の位置づけ	・町政の最上位計画である <sup>おやまちょう</sup> 小山町総合計画と連携・相互補完にある教育に関する分野別計画として教育施策の全体を示す計画です。
計画の概要	「気高い <sup>かじ</sup> 富士 <sup>きんたろう</sup> 金太郎のように 思いやる心を持つ たくましい人づくり」の基本理念のもと、「就学前教育の充実」、「生涯学習の推進」等、7つの施策を示しています。
歴史文化資源に係る取組	○生涯学習の推進：歴史と文化の継承・活用 ・埋もれた文化財の掘り起こし ・文化財情報の発信 ・文化財の保護・活用 ・伝統文化の継承支援 ・伝統文化の発表の場づくり ・文化交流の推進（郷土芸能「 <sup>たけのしただいこ</sup> 竹之下太鼓」、 <sup>おおふじきんときだいこ</sup> 「大富士公時太鼓」の活動支援）

(4) <sup>おやまちょう</sup>小山町文化芸術振興基本計画 (令和3年度(2021)策定)

計画の位置づけ	文化芸術基本法及び令和3年(2021)3月に制定された <sup>おやまちょう</sup> 小山町文化芸術振興条例に基づき、まちづくりにおける文化芸術施策の方向性を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としています。
計画の概要	基本方針と基本施策（2つの基本方針を定め、9つの基本施策を展開） 1. 文化芸術を担う人財づくり 1-1 鑑賞機会の提供、充実 1-2 体験機会の提供、充実 1-3 成果発表の機会の提供、充実 1-4 子どもや若者への文化教育の充実 1-5 伝統的な文化の継承、発展 2. 文化芸術を身近に感じるまちづくり 2-1 既存活動団体の体制強化

	2-2 公共施設等の有効活用 2-3 歴史文化資源の有効活用 2-4 文化交流の推進
歴史文化資源に係る取組	○町内の文化財を広く的確に把握し、その保存・活用を図ることで、歴史的 文化遺産の価値を共有し、(文化芸術を楽しむ)まちづくりを推進します。 ○代々受け継がれてきた無形民俗文化財や伝統行事、伝統工芸、食文化など、 町固有の文化を継承、発展させるため、その周知を図るとともに、新たな 担い手を育成します。 ○文化や歴史、郷土の偉人について学ぶことで、町や地域に対する誇りや愛 着感を育みます。 ○学んだ知識を伝える歴史ガイドなど、事業を運営から支える文化財ボラン ティアの養成に取り組みます。

### 3 主な関連計画の概要

本計画の主な関連計画の概要は次のとおりです。

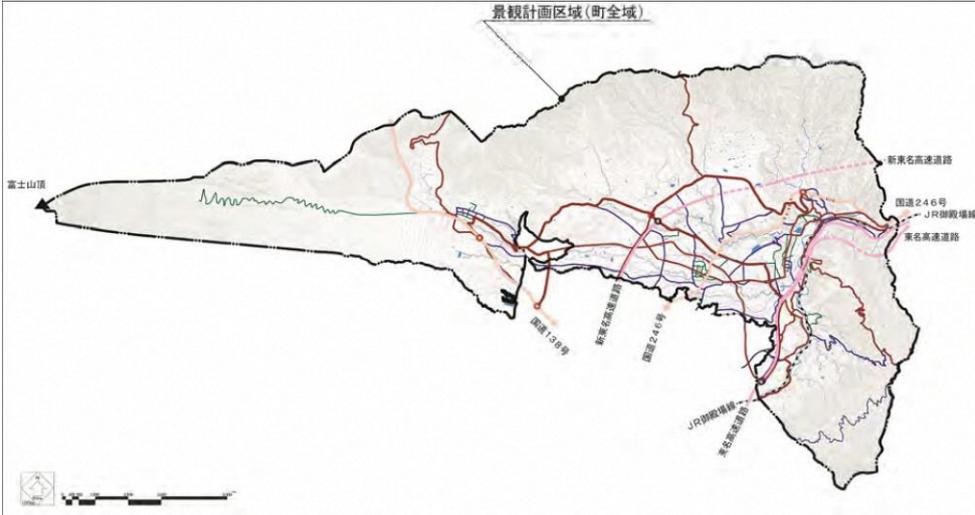
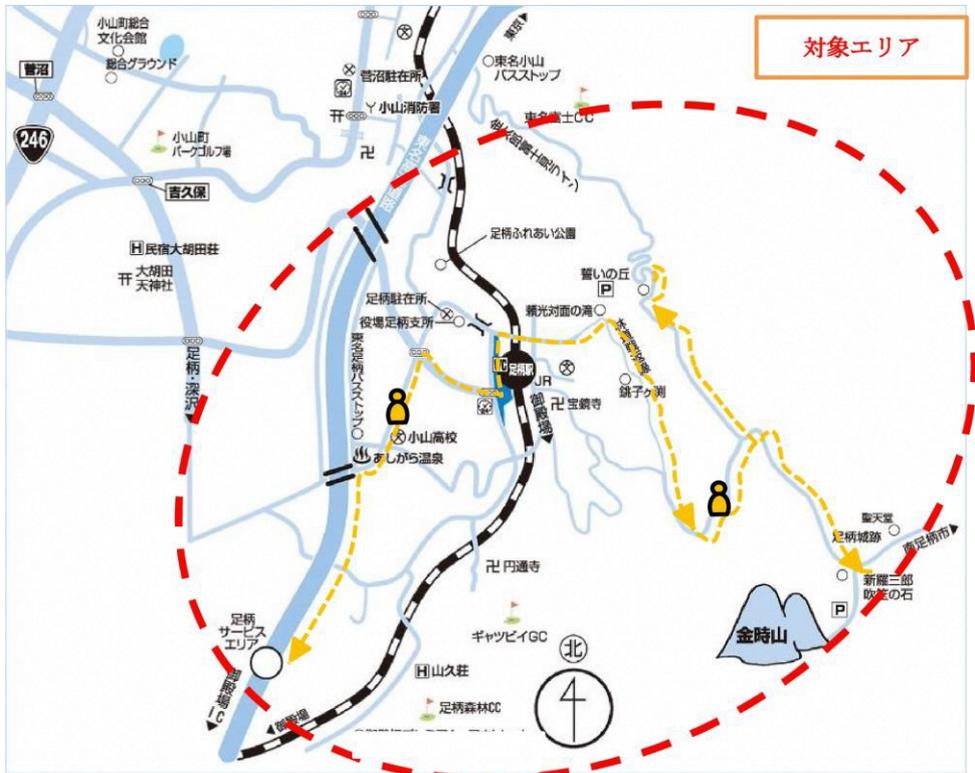
#### (1) 小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和3年(2021)～令和7年(2025))(令和2年度(2020)策定)

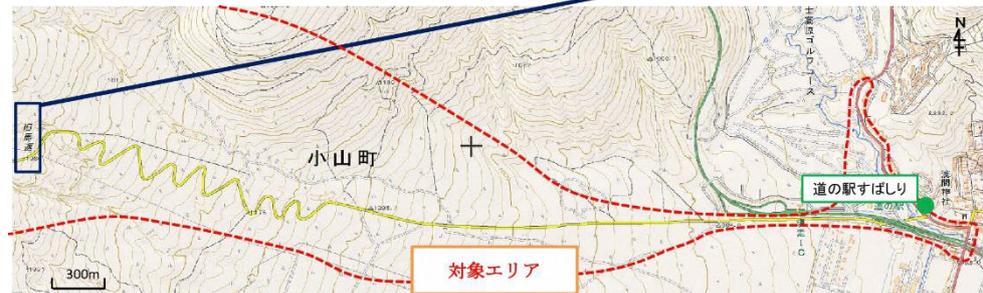
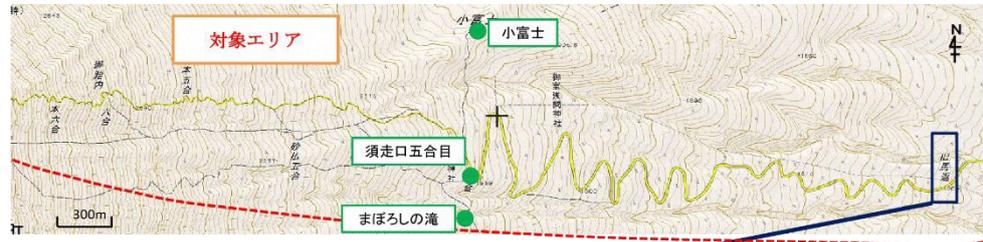
計画の位置づけ	人口減少に歯止めをかけ地方創生を推進する施策に重点を置くことを目的とした、総合計画の分野別計画です。
計画の概要	・「小山町人口ビジョン」に掲げる目標(2060年に17,000人程度の人口を維持)を達成するために取り組むべき施策を示しています。 ・取組方針を「三来拠点事業を中心とした未来を切り拓く取組の推進」、「官民一体となった持続的な取組の推進」とし、「産業拠点の整備を中心に多様な雇用機会を創出する」等4つの基本目標を掲げています。
歴史文化資源に係る取組	○観光産業の強化 ・国の登録有形文化財である豊門会館や西洋館、森村橋を修復し、見せること、体感すること、さらにロケ地としての利用を可能にすることで、国内外からの誘客を図ります。 ・フィルムコミッション事業を民間へ移管し、ロケ支援の充実を図るとともに、ロケ地への観光誘客のための情報発信を行います。また、映像文化創出の拠点を整備し、しごとの創生を図るほか、映像関係のイベント等を開催することで、交流人口の拡大や人材育成を図ります。

#### (2) 小山町景観計画 (平成27年度(2015)策定)

計画の位置づけ	景観法に基づき、景観行政団体である本町が策定する景観形成の総合的な計画です。
計画の概要	・景観形成の目標として「美しい自然とやすらぎ 富士のあるまち・小山町」を掲げています。 ・富士浅間神社区域・国道138号沿道区域・周辺開発区域からなる富士山周辺地区を「景観形成重点地区」として位置付けています。 ・観光地における地域景観を推進するため、重点的に景観形成を図るべきエ

	<p>リアにおいて観光地エリア景観計画を、<sup>あしがら</sup>足柄地区、<sup>すばしり</sup>須走地区<sup>ふじさん</sup>富士山エリア、<sup>せいび</sup>成美地区の各地域にて策定しています。</p>
<p>歴史文化 資源に係る 取組</p>	<p>○景観重要建造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例示施設：<sup>ほうもんかいかん</sup>豊門会館、<sup>せいやうかん</sup>西洋館（<sup>ほうもんこうえん</sup>豊門公園内）、<sup>ろくごうさんそう</sup>六合山荘、<sup>もりむらぼし</sup>森村橋</li> <li>・本町発展の契機となった<sup>ふじぼう</sup>富士紡の歴史的資産として保全・活用し、町のイメージアップを図る。</li> </ul> <p>○【<sup>おやまちよう</sup>小山町全域】</p>  <p>○【<sup>あしがら</sup>足柄地区】観光地エリア景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>あしがら</sup>足柄駅を起点に<sup>ふじさん</sup>富士山と歴史を楽しめる景観形成</li> <li>・誰もが気持ちよく<sup>あしがら</sup>足柄地区を移動できる景観形成</li> </ul> 

- 【須走地区富士山エリア】観光地エリア景観計画
- ・世界遺産・信仰の山としてふさわしい富士山の景観づくり
  - ・美しい富士山での観光交流の増大



- 【成美地区】観光地エリア景観計画
- ・駿河小山駅を起点に明治産業文化の歴史が薫る景観形成
  - ・豊かな自然と金太郎伝説の史跡を楽しめる景観形成



(3) 小山町都市計画マスタープラン（改訂計画）  
（平成27年（2015）～令和17年（2035））（平成26年度（2014）策定）

<p>計画の位置づけ</p>	<p>都市計画法に基づき定めるもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、本町の都市計画に関する基本的な方針を示すことを目的としています。</p>
<p>計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの現状や小山町総合計画などを踏まえ、おおむね10～20年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園等）の整備方針により、今後のまちづくりの道筋を示しています。</li> <li>・将来都市構造として、小山・足柄・北郷・須走の各地域で、市街化区域の整備・環境向上を図り、魅力的でコンパクトな市街地を形成するとともに、各地域の連携を強化していくとしています。</li> </ul>
<p>歴史文化資源に係る取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市環境基本計画（景観形成の方向性）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的資産の保全と活用（資産の位置づけと保全規制、修景整備）を図ります。</li> <li>・世界文化遺産の構成資産（富士浅間神社）の門前町としての景観形成を推進します。</li> </ul> </li> <li>○地域別構想             <ul style="list-style-type: none"> <li>・足柄地域：駅前広場が整備され、町内各地域からのアクセス性に優れたJR足柄駅を地域の拠点として活かし、足柄峠や金時山などの観光資源を活用した誘客を推進します。</li> <li>・須走地域：箱根・富士五湖回遊ルート上に位置することから、観光レクリエーション区域に位置づけ、世界文化遺産富士山の構成資産である富士浅間神社を活かした門前町を形成するなど誘客を図っていきます。神社前の本通り沿道には、回遊・滞留を促進する施設を誘導・整備していきます。</li> </ul> </li> </ul>

(4) 第2次小山町国土利用計画（平成27年度（2015）策定・決定）

<p>計画の位置づけ</p>	<p>国土利用計画法に基づき、小山町町域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、本町における土地利用行政の指針となるものです。</p>
<p>計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かな自然との調和を基本とした国土利用」、「世界遺産の資源を活かす国土利用」等、8つの基本方針のもと、各土地利用区分別の国土利用の基本方向を設定しています。</li> <li>・土地利用区分別の国土利用の基本方向を踏まえ、自然系、農業系、都市系等の地域類型区分に応じた秩序ある国土利用に努めるものとします。</li> </ul>
<p>歴史文化資源に係る取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域類型別の国土利用の基本方向：観光文化交流拠点             <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山須走口五合目、足柄城跡は、文化財としての価値を損なわないよう十分留意し、周辺の良い自然環境にも十分に配慮しながら、観光交流機能を有し、環境と共生した施設等の整備を検討した上で進めます。</li> </ul> </li> <li>○地域別概要：足柄地域             <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地は、現行の市街化区域に配置し、歴史的街並みや足柄城跡など多くの歴史・文化遺産を活かしつつ、計画的な都市基盤整備、土地利用等により良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○地域別概要：須走地域<small>すほしり</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士山須走口五合目は、文化財としての価値を損なわないよう十分留意し、周辺の良い自然環境や景観にも十分に配慮しながら、観光文化交流機能を有する施設等の整備を検討した上で進めます。</li> </ul>
--	--

(5) 小山町観光振興計画 (小山町観光振興計画アクションプラン)  
(令和3年(2021)～令和7年(2025))(平成26年度(2014)策定)

計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小山町観光振興計画」は、観光振興の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町観光振興条例に定める計画です。</li> <li>「小山町観光振興計画アクションプラン」は、小山町観光振興計画に掲げた基本目標、基本方針及び具体的施策を着実に推進するため、施策毎に具体的な取組や数値目標等を示したものです。</li> </ul>
計画の概要	<p>“「安心・安全・快適」の追及” “富士を楽しみ金太郎の元気を養う観光のまち おやま” を基本目標に、町民が将来にわたって希望と誇りをもち、また、来訪者とも満足感を共有しあえる町づくりに取り組んでいくため、行政や観光業者だけではなく町民全体が主役となる観光の推進を目指すこととしています。</p>
歴史文化資源に係る取組	<p>基本方針1 富士山交流観光プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策6 富士山巡拝の道づくりプロジェクトを進めます</li> </ul> <p>基本方針2 元気にぎわい観光プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1 金太郎をシンボルとした観光活性を図ります</li> <li>・施策6 観光拠点を活用します(歴史文化遺産の活用)</li> </ul> <p>基本方針3 観光インフラ整備プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策6 広域連携を推進します(金太郎にちなんだ交流の活性化)</li> <li>・施策7 小山町ブランドの充実を図ります(歴史文化のアピール)</li> </ul>

(6) 小山町農業振興地域整備計画  
(昭和49年(1974)策定)(令和3年(2021)3月見直し)

計画の位置づけ	<p>町の農業振興の方針と整備区域を定めることで、農用地区域の保全と町の農業進行を図ることを目的として昭和49年に策定された計画です。</p> <p>農業情勢の変化、都市的土地利用の増加等に対応すべく、5年に1度程度で定期変更を行っています。</p>
計画の概要	<p>「静岡県農業振興地域整備基本方針」や総合計画その他諸計画と整合を図り、情勢の変化に対応した適切な計画とするため、総合的に見直したものです。</p>
歴史文化資源に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界文化遺産に登録された富士山の景観を活かした魅力的な農村づくりとともに、グリーン・ツーリズムを推進し、地域の活性化を図っていきます。</li> <li>・農業生産基盤の整備にあたっては、環境や景観との調和に配慮し、世界文化遺産に登録された富士山のふもとの町にふさわしい空間形成を推進します。</li> </ul>

(7) <sup>おやまちょう</sup>小山町地域防災計画（令和2年度（2020）作成）

計画の位置づけ	災害対策基本法に基づき定めるもので、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するための本町の地域に係る防災対策の大綱です。
計画の概要	共通対策編のほか、地震、風水害、火山災害、大火災、大規模事項の各対策編で構成されており、各対策において災害要望計画、災害応急対策計画、復旧復興計画等を定めています。
歴史文化資源に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共通対策編：文化財の応急対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。</li> </ul> </li> <li>○地震対策編：文化財等の耐震対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等及び<sup>しずおかけん</sup>静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。</li> </ul> </li> </ul>

## 4 県及びその他主体の計画概要

県及びその他の主体による関連計画の概要は次のとおりです。

(1) <sup>しずおかけん</sup>静岡県文化財保存活用大綱（令和元年度（2019）策定）

計画の位置づけ	文化財保護法に基づき、今後の <sup>しずおかけん</sup> 静岡県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにしたものです。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本理念『「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが、親しみながら、未来へつなぐ』</li> <li>○基本方針                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」</li> </ul> </li> <li>○市町への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根ざした文化財の保存・活用のため、「<sup>しずおかけん</sup>静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となって、県内市町村に対し必要な支援を行います。</li> </ul> </li> <li>○県内各地域の特徴ある文化財                             <ul style="list-style-type: none"> <li><sup>しずおかけん</sup>静岡県の各地域には、地域色豊かな文化財が数多く残っています。地域間における連携を促進し、魅力ある文化財の保存・活用に取り組んでいきます。</li> </ul> </li> </ul>
<sup>おやまちょう</sup> 小山町に関わる主な取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財保存・活用における市町連携の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>ふじさん</sup>富士山と関連文化財を介した連携</li> <li>・日本の象徴となる類まれな文化財を介した世界各国との連携</li> </ul> </li> </ul>

(2) <sup>ふじさん</sup>世界文化遺産富士山包括的保存管理計画  
（平成23年度（2011）策定・令和3年度（2021）改定）

計画の位置づけ	世界遺産 <sup>ふじさん</sup> 富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するため、その包括的な保存管理の方針および行動計画について定めたものです。 <sup>しずおかけん</sup> 静岡県、山梨県及び関係する国機関、市町村により策定されました。
---------	--

<p>計画の概要</p>	<p>計画では、世界文化遺産富士山の資産及びその周辺環境の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行った上で、一体的な保存管理の方向性及び課題を解決するための施策について明示しています。また、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定め、具体的な工程を明示しています。</p>
<p>おやまちょう 小山町に 関わる 主な取組等</p>	<p>第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産  2. 構成資産  1 富士山城  1-4 須走口登山道  6 富士浅間神社（須走浅間神社）</p> <p>第9章 行動計画の策定・実施（※実施主体に小山町が含まれるものを抜粋）  2. 方法  (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止  ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応  2) 各実施事業の概要  ア) 市町村景観計画（見直し）の支援  エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備  オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化  イ. 自然環境の変化への対応  イ) 温暖化への対応  ウ) 生物多様性への対応  ウ. 自然災害への対応  ア) 災害対策（全般）  イ) 噴火対策  カ) 山火事対策  エ. 来訪者及び観光による影響への対応  ア) 富士山における来訪者管理  イ) 登山者・来訪者に対する安全対策  ウ) 混雑緩和のための対策  エ) ごみ・廃棄物対策  オ) し尿対策  カ) 便益施設の整備  (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備  イ. 各実施事業の目的・概要  ア) 構成資産・構成要素の保存管理（全般）  ①建造物の火災・地震対策  イ) 富士山城  ④須走口五合目施設  コ) 展望景観の保存対策  ①間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善  (3) 資産の公開・活用  イ. 各実施事業の目的・概要  ア) 富士山総合学術調査の実施  カ) 地域住民等との連携・普及活動</p>

(3) 特別名勝富士山保存管理計画（静岡県教育委員会）  
（平成18年度（2006）策定）

<p>計画の位置づけ</p>	<p>昭和27年（1952）に特別名勝に指定された富士山について、その保存管理の方針について定めたものです。</p>
<p>計画の概要</p>	<p>富士山は、その秀麗な景観が、我が国の象徴として欠くことのできないものであるとして、昭和27年（1952）に特別名勝に指定されました。計画は、指定地のうち、静岡県に属する区域を対象として、富士山が持つ本質的価値を明らかにするとともに、これを次世代に継承していくために保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めることを目的として策定されたものです。</p>
<p>おやまちょう 小山町に 関わる 主な取組等</p>	<p>保存管理の方法</p> <p>地区区分に基づき、保存管理の方針と取扱基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種保護地区：山頂部から標高約2,400mに至るまでの区域</li> <li>・第2種保護地区：標高約2,400mから標高約1,900mに至るまでの区域</li> <li>・第3種保護地区：南西・西斜面に当たり、標高約1,900mから標高約1,600mに至るまでの区域</li> <li>・第4種保護地区：標高約1,650mから標高約1,000mまでの富士宮口登山道と、標高約1,900mから標高約1,350mまでの須走口登山道の区域</li> <li>・第5種保護地区：須走口登山道沿いの第4種保護地区の北側に連続する区域</li> </ul> <p>整備・活用の方針</p> <p>(1) 静岡県、関係市町をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しつつ、本保存管理計画の目的の達成に向けて取組を継続する。その際には、国内外から登山者等が訪れ、日本を代表する山岳に相応しい品格のある山岳となるよう、登山道等の整備を進めることが重要であり、登山者のための施設の設置に当たっては、陵線の保全を図り、視認性の低い色彩を用いるなど遠望される景観としての整備に努める。</p> <p>(2) 自然的構成要素である森林の中には、自然災害又は管理不足等から樹木の折損・倒壊を引き起こし、更新不良となっているものもあり、適切に復旧・整備する。</p> <p>(3) 山頂域（第1種保護地区～第2種保護地区）については、貴重な高山植生又は天然林として保護・育成されなければならない。特に、遠望される景観の中核を成す地域であるため、林野庁及び関係諸機関とも緊密に連携を図り、「世界文化遺産の価値対象となり得る森林」づくりを進めていく。</p> <p>(4) 広報・普及の方法としては、例えばガイダンス施設の設置や、説明板の整備等が考えられるが、その際には特別名勝としての価値を損ねることがないように十分留意する。</p>

(4) 史跡富士山保存管理計画（静岡県）（平成23年度（2011）策定）

<p>計画の位置づけ</p>	<p>平成23年（2011）に史跡に指定された富士山について、その保存管理の方針について定めたものです。</p>																		
<p>計画の概要</p>	<p>平成23年（2011）2月7日（平成24年（2012）1月、9月追加指定）に富士山頂及び富士山周辺にある富士山信仰の関連施設及び関連遺跡等が、一括して史跡富士山として国史跡に指定されました。 計画は、史跡富士山の文化財としての本質的価値を明らかにするとともに、その価値を適切に保存し次世代へ継承していくために保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準や、将来に向けた整備・活用の基本方針、保存管理と整備・活用を適切に運営するための方策を定めたものです。</p>																		
<p>おやまちょう 小山町に 関わる 主な取組等</p>	<p>保存管理の方法 地区区分に基づき、保存管理の方針と取扱基準を定める。（町域が含まれるものを抜粋）</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>第1種保護地区</th> <th>第2種保護地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">山頂信仰遺跡</td> <td>八合目以上全域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>登山道</td> <td>須走口登山道</td> <td>(登山道) 須走口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 (神社) 迎久須志之神社</td> <td>(登山道) 須走口五合目から八合目までの範囲 (神社) 古御嶽神社</td> </tr> <tr> <td>神社等</td> <td>富士浅間神社</td> <td>境内地全域</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			第1種保護地区	第2種保護地区	山頂信仰遺跡		八合目以上全域	—	登山道	須走口登山道	(登山道) 須走口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 (神社) 迎久須志之神社	(登山道) 須走口五合目から八合目までの範囲 (神社) 古御嶽神社	神社等	富士浅間神社	境内地全域	—		
			第1種保護地区	第2種保護地区															
	山頂信仰遺跡		八合目以上全域	—															
登山道	須走口登山道	(登山道) 須走口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 (神社) 迎久須志之神社	(登山道) 須走口五合目から八合目までの範囲 (神社) 古御嶽神社																
神社等	富士浅間神社	境内地全域	—																
<p>整備・活用の方針</p>																			
<p>(1) 史跡富士山の本質的価値とその保存への理解を深め、来訪者が安全に見学できるよう、各構成資産の所有者又は管理団体が、ガイダンス施設やトイレ・駐車場等の便益施設を整備する。 (2) 整備計画に基づき、防災・防犯設備の整備等を計画的に進めるとともに、復元整備にあたっては、史料等に基づく学術的検討により意匠・構造・材料等の適否について慎重に判断しながら行う。 (3) 要素を巡る来訪者の便宜を図るため、各資産を関連づける総括的な案内板を作成したり、周辺の公共機関の拠点や主要国道・県道沿いに経路図や案内板を設置したりする。 (4) 既刊の調査報告書を補完する形で、富士山に関する未収集の文献等各種資料の収集、遺構把握のための発掘調査及び建造物の学術調査等を進めながら、さらなる理解・活用を進める。 (5) 解説リーフレットやガイドブックの作成、インターネットウェブサイトの新設や各市町の文化財紹介ページの充実、各種講座や企画展の開催、現地見学会を実施し、学校教育や生涯学習の場における富士山の自然・歴史・文化の学習にも資するよう、内容についての検討を行っていく。</p>																			

### **(5) その他の計画**

ここまでに記載した上位関連計画以外にも、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）公園計画書（令和4年（2022）9月一部変更 環境省）や、富士国有林の地域別の森林計画書（富士森林計画区）（令和3年（2021）4月 関東森林管理局）、富士山火山避難基本計画（令和5年（2023）3月 富士山火山防災対策協議会）等の小山町域を計画範囲とする計画があります。

本計画の推進にあたっては、これら関連計画との連携・調整に留意するものとします。

## 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、貧困や気候変動など様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現することを目指しています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国も積極的に取り組んでいます。平成28年（2016）12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体がSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

SDGsが目指す17のゴールは、人口減少や地域経済の縮小といった本町が抱える課題の解決に当てはまるものが多いことから、「第5次<sup>おやまちょう</sup>小山町総合計画」において、本町が実施していく取組とSDGsとのつながりを示しています。

これを踏まえ、本計画においても主に次の6つのゴールの達成を目指します。

表1 <sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保存地域計画のSDGsの目標

SDGsのゴール	計画の方針（第5章）との関連
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>II 活用の方針 ①ふれる</p> <p>体験や学習など、歴史文化とふれあう機会を創出し、歴史文化の薫るまちを目指します。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>II 活用の方針 ②いかす</p> <p>富士<sup>ふじ</sup>紡の歴史や農業遺産などの歴史を学び、活用し、健康や生きがいづくり、産業の発展を目指します。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>II 活用の方針 ②いかす</p> <p>富士<sup>ふじ</sup>紡の歴史や農業遺産などの歴史を学び、活用し、健康や生きがいづくり、産業の発展を目指します。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>II 活用の方針 ②いかす</p> <p>富士<sup>ふじ</sup>紡の歴史や農業遺産などの歴史を学び、活用し、健康や生きがいづくり、産業の発展を目指します。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>I 保存の方針 ①究める</p> <p>文化財保護法や文化財保護条例を遵守し、大切な歴史文化を守っていきます。</p> <p>I 保存の方針 ②つなぐ</p> <p>富士<sup>ふじ</sup>山の景観や豊かな農村環境、貴重な植物などを大切にし、後世へ継承していきます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>III 体制や支援 ①整える</p> <p>多様な主体が助け合い、協力するための体制を整備します。</p>

## 第4節 計画期間と進捗管理

### 1 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である町総合計画の目標年次と整合をとり、令和6年度（2024）から令和12年度（2030）の7年間とします。また、計画の当初2年を前期計画期間、その後令和8～12年度（2026～2030）の5年を後期計画期間と位置付けます。なお、令和13年度（2031）以降は次期計画の期間となりますが、長期的な目標のもとに計画を進めるため、想定される事業等を第5章・第6章に「措置」として整理しました。

計画の目標年次である令和12年度（2030）には計画の見直し、次期計画の作成を行い、令和13年度（2031）からは次期計画の運用を予定します。

表2 計画期間

計画名	年度												
	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031		
第5次 おやまちょう 小山町総合計画	前期基本計画			後期基本計画									次期計画
おやまちょう 小山町文化財保存 活用地域計画				前期		後期				(見直し)	次期		

### 2 計画の進捗管理と見直し

本計画に定める歴史文化資源の保存・活用に関する措置を確実に効果的に進めるため、計画の推進に係る関係機関との連絡・調整を適宜実施していくとともに、毎年度、「<sup>おやまちょう</sup>小山町文化財保護審議会」において進捗状況や事業計画の報告・検討を行い、自己評価を実施します。

また、計画期間の満了時には事業評価の上で計画の見直しを行い、その結果を反映した次期計画の作成、文化庁への認定申請を実施します。

さらに、計画は長期にわたることから、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性をふまえ、事業計画について見直しが必要になった場合には計画の見直しを行います。なお、変更の内容が軽微な場合には、当該変更の内容について、<sup>しずおかけん</sup>静岡県及び文化庁へ情報提供を行います。一方、「計画期間の変更」、「域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」に該当する場合は、文化財保護法第183条の4 および文部科学省令に基づき、改めて文化庁長官へ認定申請を行います。

## 第5節 計画の対象とする「歴史文化資源」の定義

本町には、特別名勝富士山ふじさんや国登録有形文化財の森村橋もりむらばしを始め、足柄城跡あしがらじょうあとや竹之下たけのした太鼓たいこなどの有形・無形の多様な文化財が存在します。また、文化財保護法で規定される文化財以外にも、本町の歴史文化を理解する上で欠かせない伝承も各地に残されています。これらの歴史文化の所産は、地域のアイデンティティや住民の誇りであり、教育や研究のみならず、観光やまちづくり等に活かすことが期待されています。

本計画では、文化財保護法で規定される「文化財」だけではなく、伝承や地名、特産品、地域に伝わる信仰や行事・イベントなどを幅広く対象としてとらえ、これら有形・無形の所産の保存・活用を図ることとします。

そのため本計画では、文化財保護法が対象とする文化財等に加え、文化財を取り巻く多様な要素を小山町おやまちょうにおける『歴史文化資源』と定義するとともに、それら歴史文化資源の保存・活用に向けた方針と具体的な取組内容（措置）と、その実現に向けた体制等を定めます。

### 小山町おやまちょうにおける『歴史文化資源』

- ・地域が大切に守り、継承してきた歴史文化に関わるすべてのモノやコトに加え、それを取り巻く周辺の環境を幅広く捉えたもの

#### 法が対象とする文化財等

- ・法第2条に定義される「文化財」（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）
- ・法第92条に定義される「埋蔵文化財」
- ・法第147条に定義される「文化財の保存技術」

#### 指定等文化財

- ・法に基づく指定等（指定・登録・選定・選択・決定）の対象、あるいは町や県の条例に基づく指定等の対象となっている文化財

#### 未指定文化財

- ・法や条例に定める文化財に該当しても、指定等の対象となっていないもの

#### その他の歴史文化資源

- ・法や条例において「文化財」として定義されないものの、大切な歴史文化として守るべき地域の歴史的・文化的所産（地域に伝わる伝承や信仰、地域固有の地名、特産品、行事・イベントなど）

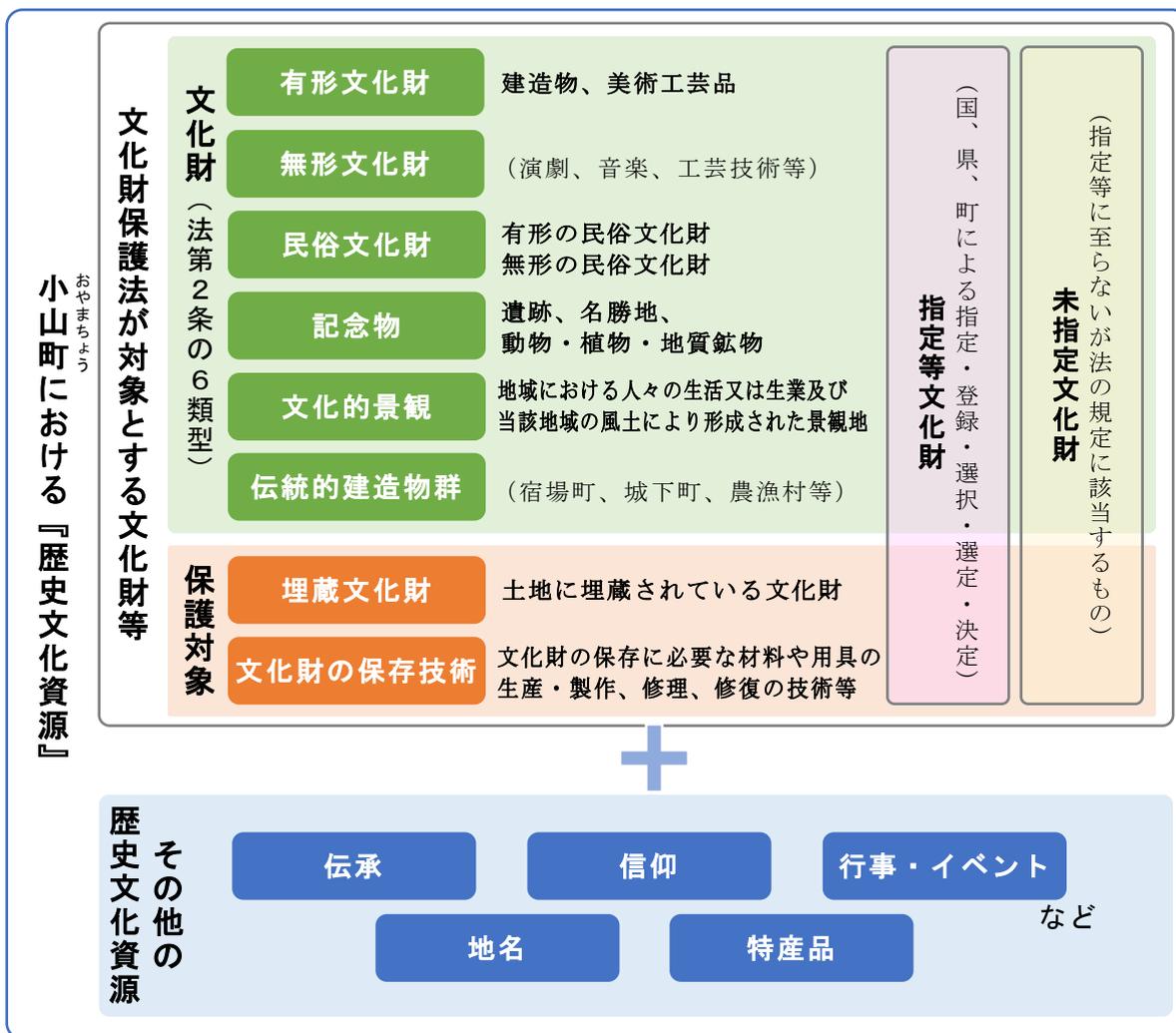


図10 小山町における「歴史文化資源」の定義

なお、本計画において「文化財」に該当しない「その他の歴史文化資源」として扱うものの概要は次の表に示すとおりです。

表3 その他の歴史文化資源の概要

区分	概要
伝承	金太郎伝説、合戦の舞台・伝承
信仰	富士講など地域に伝わる信仰（※）
行事・イベント	寺社の大祭、富士山の開山・閉山式に伴うパレード、足柄峠笛祭り、富士山金太郎春まつり、富士山金太郎夏まつり、歴史文化に関するその他の祭りなど催し
地名	町の歴史文化を紐解く上で重要な地名
特産品	水掛菜、ワサビ、水稻など、地域特有の特産品

※富士講については、有形文化財と無形文化財が一体となって1つの歴史文化を示していることから、ここに掲載しました。